

令和元年6月

上天草市農業委員会会議録

令和元年6月11日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和元年6月11日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について
- 日程第7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 日程第8 報告第1号 利用権設定合意解約について
- 日程第9 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(9名)

会長 西岡 光雄 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子 5番 木嶋 たか子 7番 岩崎 國重 8番 源 義通
10番 森 和敏

(事務局)

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 田島 伸吹 囑託 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(2名)

6番 磯田 清俊 9番 松本 光義

1 開 会

事務局（徳弘）

皆さま、おはようございます。

ただいまから、令和元年度6月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、9名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となります。ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます）

議長（西岡）

本日は、令和元年度6月、第3回総会ということで、皆さん方には、大変ご多忙の中ではございますけれども、ご出席をいただきまして、ここに開会できますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日は、農業委員最適化推進委員の皆さん方、お揃いの中での総会でございます。やはり推進委員と農業委員と一緒に総会をしたほうが、非常に意義ある総会になるんじゃないかと常々思っております。今後ともどうぞよろしくご協力いただきたいと思います。

そしてまた、農地の利用最適化のための農地利用状況調査が始まります。大変暑い中で、皆さん方には大変ご苦勞いただきますけれども、後ほど事務局から説明がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

本日もよろしくご審議いただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡） 議事録署名委員の指名を行います。5番、木嶋委員、7番、岩崎委員、よろしく
お願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について

議長（西岡） それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申
請の承認について、1番から事務局、説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい。議案第1号、番号1番です。議案の2ページをご覧ください。

1番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区
字□□△△△番△、地目は畑、面積324㎡です。申請場所は、図面1ページ①、
詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約1.5
キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田7,357㎡、畑4,391㎡、合計11,
748㎡、稼動力は2、農機具等は、トラクター1、田植機1、トラック1です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。

続いて、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及
び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後
全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅
から徒歩1分とのことで、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしておりま
す。また、農業委員会が定める下限面積要件40アールを上回っており、問題あり
ません。申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。
地域との調和要件では、タマネギを作付けする予定とのことであり、周辺の営農条
件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の補足説明をお願いいた
します。

7番（岩崎） はい。議案第1号1番につきまして、7番、岩崎が補足説明をいたします。

1年ぐらい前まで、申請地の隣の方が借りて耕作をされていたそうです。現在は
休耕していますが、すぐ作れる状態でございます。承認されればすぐ野菜を作りたい
ということで、奥さんも張り切っておられました。境界も確認しましたけれども、
問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（西岡）

はい、どうもありがとうございました。ただいま、1番につきまして、説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定をいたします。

続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

2番の申請人は姫戸町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸地区字□□□△△△△番、地目は田、面積997㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南南西の方向、約18.6キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が、田3,701㎡、畑668㎡、合計4,369㎡、稼動力は1、農機具等は、耕運機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続いて、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から約500メートルとのことで、この要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを作付けする予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

はい。続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

推進委員（藤川）

はい。議案第1号の2番について、推進委員の藤川が説明いたします。

申請地は姫戸町の二間戸地区です。譲渡人と譲受人の方は同じ地区の方です。譲渡人の方が88歳で高齢であり、県外に住んでいて帰って来ないということで、譲受人に相談があり、話がまとまったそうです。周りも農地であり問題はないと思います。審議よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。2番につきまして説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

1番の申請人は姫戸町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸地区字□□△△△番△、地目は畑、面積59㎡です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南南西の方向、約18.4キロのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は宅地拡張で、事業資金は追認案件であり、既に工事は完了しているため費用は発生しないとのことです。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者の同意書及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は既設の水路へ流し、生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理後水路へ流すとのことです。被害防除については、既に工事が完了しており、新たに造成工事等を行う予定もないとのことであり、周辺農地への被害等はないとのことです。

補足説明といたしましては、申請人の父が今回の農地を譲り受けた際、浄化槽を設置したとのことであり、今回顛末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

推進委員（藤川）

はい。議案第2号の1番について、推進委員の藤川が説明いたします。

申請地は姫戸町の二間戸地区です。申請理由は、合併浄化槽の設置となっております。申請人の方は申請地の子どもさんです。△△△△番△に現在住宅が建っており、隣接の△△△△番△が申請地です。申請人の父親が平成6年ごろ亡くなり、最近遺産相続の調査をしていたら、△△△△番△が無断で転用されていたことを知り、申請されたそうです。隣接農地所有者及び排水同意書と始末書も提出されていますので、審議よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から、事務局、説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

1番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△番△、地目は田、面積220㎡です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から西南西の方向、約1.8キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は、個人住宅の建築です。事業資金は建築費約△△△△万円、雑費△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では、自己資金の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地は貸人の農地のみであったため、地区の排水同意書のみ確認しております。給排水計画については、給水は上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水で、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽で処理後排水することです。被害防除については、造成工事は行わないとすることで、完成後については、日照通風耕作等、近傍農地への影響はないとすることです。

補足説明といたしましては、既に造成工事が完了していたため、始末書を提出していただいております。また、今回の申請地の外側の農地まで埋め立てが行われていたため、改めて転用申請をしていただくように指導をしてきました。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

- 推進委員（二宮） はい。議案第3号1番について、推進委員の二宮が説明します。昨日はお疲れさまでした。
- 物件の場所は、〇〇〇のほうから入っていくと、□□□□の入り口付近です。詳しい説明は先ほどありましたけども、隣接地は申請人の土地ということで問題はありませんが、造成を先にしてあったということで、始末書の提出がなされています。審議の上、よろしく願いいたします。
- 議長（西岡） はい、ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。
- 8番（源） 側面まで含めると、この△△△番△の面積は拡大するわけでしょう。
- 議長（西岡） そうです。そこで、法面の分をまた農地から分筆してもらわなければということで、今、事務局から説明があったように指導しました。
- 3番（山口） 埋めてから長くないのであれば、沈下の恐れがあると思うのですが。
- 議長（西岡） 農業委員会は、農地の転用が可か不可かの判断をするわけですが、しかし、それから先のこと、建築物そのものについては判断できません。
- 8番（源） それは当然です。仮に建ててすぐ崩れても、農業委員会に責任はないです。だからそれはかまわないと思いますが、結局今日の申請面積から拡大してるわけだから、今日の判断は止めて、側面と一緒にしたほうがいいのではないかと私は思いますが。分筆してこっちに加えるとか。
- 1番（蓮田） 側面の工事は早くしないと自分の家が倒れますよね。対応を早めにしていただかないと難しいですよ、と言えましょうか。
- 3番（山口） 今回の申請分には始末書も出ているので、それはそれでいいのではないかと。
- 議長（西岡） オーバーした側面部分を分筆して転用申請を早急に等を条件に許可する、とすればどうですか。
- 8番（源） 側面部分の手続きをしなければ今回分の許可書は出さないということですか。それとも、今回申請分は今回許可を出す、ということですか。

議長（西岡）

出す出さないは今日ここで決めないとですね。私が言うのは、許可は今日出しますが、出す条件として、オーバーした分の転用申請を早急にするように提案しようかと。

事務局（徳弘）

今回の申請には顛末書が必要です、ということをお伝えしたときに、併せて、この法面のところもはみ出ているから、ここも転用申請が必要です、ということで申請者側に言ったところ、それはすぐ対応しますと。ただ、分筆の手続き、登記等が来月間に合うかどうかわかりませんが、その作業は必ずやります、ということで確認は取っております。

議長（西岡）

局長の説明を踏まえ、今回の申請については許可する、ということでどうですか、皆さん方。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

はい、それでは、許可することに決定をいたします。
それでは、続きまして、2番、説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページになります。

2番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△番△、地目は畑、面積200㎡、同じく、字□□△△△番△、地目は畑、面積699㎡、合計面積は899㎡です。申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は10～12ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約1.1キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は、太陽光発電設備の設置です。事業資金は太陽光発電設備設置費△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われれます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しております。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は自然排水で、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、付近で耕作中の農地はなく、特に影響はないとのことであり、万が一何らかの問題が発生した場合は、当事者の全責任において解決するとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

推進委員（二宮）

はい。議案第3号2番について、推進委員の二宮が説明します。

物件の場所は、〇〇学校から〇〇〇というお寺に行く途中で、お寺のすぐ裏側になります。物件の周囲は山林と耕作放棄地が大半になります。数年前まで稲作をやっていたらっしゃいましたが、水の確保が難しかったということで、最近はやっていらっしやらなかったということです。隣接地の同意書も受けてありますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございます。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

それでは何もないようでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号3番です。議案は同じく6ページになります。

3番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△△番△△、地目は田、面積925㎡です。申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は13～14ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南南東の方向、約4キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は、資材置場及び駐車場で、事業資金は土地購入費△△万円、埋め立て工事費約△△△万円、合計約△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われまます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しております。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は既設の側溝へ流し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、造成時、土砂の流出等については十分な防止対策をとり、周辺地域へ被害がおよばないようにするとのことです。また、完成後は、近傍農地への日照通風耕作等への影響はほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

推進委員（山田）

議案第3号の3番につきまして、推進委員の山田が説明します。

今、事務局から詳細については説明ありましたが、ここは平成2年ごろからずっと荒れっぱなしで、何も作ってないというような状況です。裏の方もマムシが出てどうしようもないですけども、駐車場と資材置場ということで申請が出ております。別に問題はないかと思っておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（西岡）

ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もないようでございますので、申請どおり承認することに決定をいたします。続きまして、4番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号4番です。議案は同じく6ページになります。

4番の申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町阿村地区字□□□△△△番△、地目は畑、面積982㎡です。申請場所は、図面1ページ⑦、詳細は15～16ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南南東の方向、約8.4キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は、資材置場及び駐車場で、事業資金は土地購入費△△△万円、土地造成費約△△△万円、合計約△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われまゝす。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しております。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は既設の側溝へ流し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、盛土は約50センチ程度で、大規模な造成は行わないため、土地の流出等はないとのことです。また、完成後は、近傍農地への日照通風耕作等への影響はほとんどないとのことであり、万が一不祥事が生じた場合は、申請人が誠意を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

2番（松岡）

議案第3号の4番につきまして、2番の松岡が説明申し上げます。

きのうの現地確認、暑い中お疲れさまでした。周囲は住宅地と耕作放棄地です。隣接地についても承諾を得ているということですので、慎重審議をお願いしたいと思います。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、何かご意見、ご質問ございませんか。

8番（源） ここは国道から入るのだろうか。

2番（松岡） 後ろの旧道から入るそうです。将来は国道から入るようにしたい、との話もありました。

議長（西岡） ほかに何かございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ご意見ございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡） 続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するために審議を行います。1番から順に説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第4号、農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明します。議案は7ページから8ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、新規設定のみ2件となっております。

まず、議案番号1番、土地の所在、姫戸町二間戸字□□地番△△△△番外5筆、登記簿地目は田5筆、畑1筆、面積は合計1,722㎡です。貸付人は姫戸町の個人の方です。借受人も姫戸町の個人の方になります。利用目的は、普通畑、支払いは無償、設定期間は、令和元年6月20日から令和6年6月19日までの5年間です。

次に、議案番号2番、土地の所在は、大矢野町中字□□地番△△△△番△、登記簿地目は畑、面積は128㎡です。貸付人は、市外、神奈川県横浜市の個人の方です。借受人は熊本県農業公社です。利用目的は、普通畑、支払方法は口座振込で、10アール当たり△△△△△円、設定期間は、令和元年8月1日から令和6年7月

31日までの5年間です。利用権の設定をする人、2名、利用権の設定を受ける人、2名、利用権設定面積の合計は1,850㎡となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ただいま議案第4号の説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問ございませんか。

8番（源） 神奈川県在住で、6,000㎡の自作とはおかしいのではないかと。

事務局（徳弘） すみません、前回あたりからいろいろお話いただいておりますが、ここの欄はシステム上これで出てくるので、これはどうしたものかというところで。

8番（源） 経営の欄はいいですが、自作の欄が6,000㎡となるのはおかしいのではないかと。

議長（西岡） 所有面積になるのですね。

3番（山口） これは前どのように決めましたか。

2番（松岡） そのままだったでしょう。

議長（西岡） そのまま。この人が所有さえしていれば、面積として出てくるものです。

3番（山口） 経営欄と自作欄と書いてあるから仕方ないので書いているのだろうけど。

事務局（徳弘） 前は、結果的には今までどおりの書き方で、という話をしていました。

議長（西岡） では所有面積と理解しておけばいいですね。
ほかに何かございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） それでは、ないようでございますので、議案第4号につきましては、原案どおり承認することに決定をいたします。

議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第5号非農地通知交付申請について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第5号番号1番です。議案は10ページになります。

はじめに、申請者より1筆取り下げの連絡がありましたので、議案の修正をお願いします。議案の上から3番目の字□□△△△△番が取り下げとなりましたので、修正をお願いします。

それでは説明いたします。

1番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番外10筆、合計11筆、合計面積6,706㎡です。

今回の申請場所は、図面1ページ⑧、詳細は17ページ～28ページのとおりで、直線距離で、○○○○○から北西の方向、約2.5キロのあたりに位置しております。今回の申請地は、それぞれ離れた場所にあり、現地への進入が困難な場所もありましたので、現地の写真と航空写真を使って説明いたします。

上から順番に説明いたします。今、画面に出ているような状況です。オレンジっぽい色のところが、先ほど説明した取り下げになります。航空写真と書いてあるのが現地に行けない所なので、航空写真で判断をしていただきたいと思います。現況写真と書いてあるところは、私が実際現地に行って写真を撮ってきておりますので、それを見て判断をお願いします。

はじめに、上地区字□□△△△△番及び△△△△番は、現地への進入が困難なため航空写真で確認しましたが、山林化しているように思われます。

次に、上地区字□△△△△番は、写真のとおりでかなり荒れており、山林化しているように思われます。

次に、上地区字□□△△△△番△、△△△△番、△△△△番、△△△△番、同じく字□□△△△△番、△△△△番△、△△△△番△については、現地への進入が困難なため、航空写真で確認しましたが、山林化していると思われます。

最後に上地区字□□△△△△番△については、かなり荒れてはいますが、一部がまだ山林化していないように思われますので、ここについては、まだ非農地化は厳しいのではないかと考えます。

以上のことから、字□□△△△△番△、今、画面に出ているところは、まだ農地に該当するのではないかと思います。残りの10筆については、非農地化はやむを得ないものと考えます。

補足説明といたしましては、字□□△△△△番と△△△△番は農振地域内ですが、担当部局より周辺で耕作中の農地がないため、非農地化は支障がないとの意見をいただいております。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ただいま説明が終わりましたけれども、この△△△△番△、利用状況調査ではA分類としてあります。事務局のほうからも、非農地化は無理だろうという話でした。山内推進委員、あなたが去年調査したときはA分類だったのですよね。

推進委員（山内） はい。

議長（西岡） B分類ならいいのですが、A分類の非農地化はいかがなものか。

8番（源） お金も要るだろうけど、できるなら今後はドローンで見たほうがより分かりやすいと思う。

議長（西岡） 事務局からも説明したとおり、A分類のところはちょっと無理じゃなかろうかと思いますが。

3番（山口） このA分類の所は、隣接するところに作付けしてある農地はなく、この先も作付けをする予定はないわけでしょう。それならば、まとめて非農地化していいのでは。

事務局（田島） 今の農地の状態では、変更登記をしようとしても、法務局で「まだ山林化していない」という判断がされる場合があります。作付けの予定はないのですが、事務局としてはまだ農地として判断したほうがいいのではないかと考えます。

2番（松岡） 法務局も現地確認をしますよね。

議長（西岡） 事務局の見立ても踏まえ、この一番下のA分類だけ外して、あとは非農地化ということはどうですか。

（はい の声あり）

議長（西岡） それでは、全11筆のうち10筆を非農地ということで承認をいただきたいと思っています。

報告第1号 利用権設定合意解約について

議長（西岡） 続きまして、報告第1号、利用権設定合意解約について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局(塩田)

はい。報告第1号について、農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び報告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。議案は11ページになります。

番号1番、解約する土地の所在、姫戸町二間戸字△△△地番△△△△番、登記簿地目、田、面積は2,542㎡です。貸付人は熊本市の個人の方です。借受人は姫戸町の個人の方です。設定期間は、平成30年11月1日から令和5年10月31日で、合意解約日は、令和元年5月13日です。解約理由は、双方合意になります。以上で報告を終わります。

議長(西岡)

双方合意とは、私は要りません、私は貸しませんという意味ですね。
この件につきまして、皆さん方、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長(西岡)

それでは何もございませんので、報告どおりといたします。

それでは、皆さん方のご協力いただきまして、すべての議案の審議が終了できましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

閉会後は、皆さんにご苦労いただきますところの利用状況調査等の説明がございますので、よろしく願いいたします。

(テープ終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会午前10時20分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和元年6月11日

| | | |
|-----------|----|--------------|
| 上天草市農業委員会 | 会長 | <u>西岡光雄</u> |
| 上天草市農業委員会 | 委員 | <u>木島たか子</u> |
| 上天草市農業委員会 | 委員 | <u>岩崎國重</u> |